

広島県犯罪被害者等支援条例（素案）に関する 県民意見募集の実施結果

1 実施期間・提出人数等

【実施期間】 令和3年11月19日～令和3年12月20日

【提出人数】 6人

【提出方法】 電子メール等：5人，郵送：1人

2 意見の内容と県の考え方・対応

No.	意見の内容	県の考え方・対応
1	<p>第1条（目的）において、「犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会」と記載しているが、犯罪被害者等が失ったものは、元通りにならず、どんなに時間が経過しても平穏な生活は戻ってこない。逆に、この記載は、犯罪被害にあっても、再び平穏な生活を送るようにならないというプレッシャーを感じる。その続きの文章で「誰もが安全・安心を実感して暮らせる社会の実現」とあるが、「犯罪被害者等も安心して暮らせるようになるまで」という記載の方が適している。</p>	<p>犯罪被害者等が失ったものは、元通りにならないとのことのお言葉は、重く受け止めております。</p> <p>県としては、犯罪被害者等が、社会全体の理解と配慮のもと、被害の軽減・回復に向けた支援を受け、早期に生活を再建し、継続することができる社会を実現したいと考えており、第1条において、将来の社会像として、犯罪被害者等基本法の基本理念も踏まえ、「犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会」と記載しております。</p> <p>一方で、この記載における「再び」という文言が、「元通り」というイメージにつながると考えますので、「再び」という文言を削除します。</p>
2	<p>被害者調査の中で、被害者が感じる二次被害で一番多かったものが「間違った報道」、その次に「被害者へのプライバシーのなさ、配慮のなさ」であったことから、第2条（定義）の第4号に記載のある「過剰な報道」※は適当ではない。</p>	<p>御指摘を踏まえ、第2条第4号に「事実と異なる報道」を追記します。なお、「過剰な取材」についても、二次被害の要因となる行為と考えますので、こちらも併記します。</p>

※素案における記載は、「過剰な取材」

No.	意見の内容	県の考え方・対応
3	<p>犯罪被害者等基本法では、「国の責務」、「地方公共団体の責務」、「事業者の責務」、「国民の責務」と記載されており、全て「責務」で統一されている。一方で、県条例では、県を「責務」とし、他の主体は「役割」としており、疑問を感じる。「役割」とすることで、各主体の意識に違いが出ることも考えられるため、犯罪被害者等基本法と同様に全て「責務」とする必要がある。</p>	<p>犯罪被害者等基本法において、既に各主体へ責務が課されている中、県以外の主体について、条例で新たに責務を課すことは慎重になるべきと考えています。</p>
4	<p>第4条（県の責務）に「責務を有する」と記載する一方、第8条（推進体制の整備）、第10条（財政上の措置）は、「努めるものとする」と消極的な記載となっている。これらの条項は、犯罪被害者等支援を適切に行うために重要な条項であるし、県条例は、市町レベルでの条例が制定されていない市町の住民にとっては、支援の拠り所となるものであることから、より積極的な記載をするべき。</p>	<p>第4条では、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を規定しており、その責務の内容を具体的に規定するものとして、第2章及び第3章を設けています。したがって、これらの章に規定する取組についても、県は、実施する責務があると考えていますので、条例の記載としては、現行のとおりとさせていただきます。</p>
5	<p>第11条（相談、情報の提供等）において、「必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通する者を紹介する」と記載しているが、この記載だと、支援センターを紹介するだけで役目を果たしていることになってしまう。県が、対人援助の専門職員を置き、市町や関係機関とのコーディネート機能を担うことが重要であるので、踏み込んだ記載が必要である。</p>	<p>県が、対人援助の専門職員を置き、市町や関係機関との連絡を円滑にすることは、条例の「必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通する者を紹介する」と記載している部分の具体化策の一つだと考えられますので、条例の記載としては、現行のとおりとさせていただきます。</p>
6	<p>第13条（経済的負担の軽減）について、見舞金の支給など、もう少し踏み込んだ記載が必要である。</p>	<p>見舞金の支給は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図る施策の一つだと考えられますが、幅広く施策を推進する観点から、条例の記載としては、現行のとおりとさせていただきます。</p>

No.	意見の内容	県の考え方・対応
7	<p>第21条(人材の育成), 第22条(民間支援団体に対する支援)について, 支援する側のクオリティの向上は, 支援の充実と, 犯罪被害からの回復につながるため, 非常に重要な条項である。支援する側の教育・講習等の充実は不可欠であることを知っていただき, 市町をひっぱり役目を果たしてもらいたい。</p>	<p>いただいた御意見は, 条例に基づく具体的施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>
8	<p>第23条(被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援)について, 相談しやすい環境づくりは大切であるが, より能動的に犯罪被害者等の存在を把握できるようにすることも必要である。</p>	<p>いただいた御意見は, 条例に基づく具体的施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>
9	<p>第23条(被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援)について, 性犯罪・性暴力被害は, 女性が遭うものと考えられがちだが, 男性の被害者も一定数いる。被害の性質上, 男性は, 相談しにくい状況が想定されるため, 男性に対する支援もしっかりとして欲しい。</p>	<p>いただいた御意見は, 条例に基づく具体的施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>
10	<p>条例中に, 「被害者理解についての学校教育の必要性」に関する条文がない。国連や世界被害者学会でも, 発達期の被害者理解教育の重要性が強調されており, ここ最近他県で作られた条例においても, 学校教育に関する条文が設けられている。自然災害による被害と同様に犯罪被害についても学校教育が必要であり, 条文を設けて欲しい。</p>	<p>第20条(県民等の理解促進)において, 「教育活動, 広報活動等を通じて」と規定しており, 学校における教育活動もこの条項に基づき実施することとしております。いただいた御意見は, 条例に基づく具体的施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>
11	<p>犯罪等による精神的影響は, 長期に渡るため, 被害後の心のケア等のサポートの充実をお願いします。</p>	<p>犯罪等による精神的影響からの回復に係る施策については, 第14条(心身に受けた影響からの回復)に規定しています。いただいた御意見は, 条例に基づく具体的施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>

No.	意見の内容	県の考え方・対応
12	被害後、加害者の氏名等は伏せるにも関わらず、犯罪被害者等の氏名等が公表される場合がある。犯罪被害者等のプライバシー保護に係る条項を設けて欲しい。	第15条（安全の確保）において、「犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いの確保等必要な施策を講じる」としており、犯罪被害者等のプライバシーの保護に係る施策についても、この記載に基づき実施することとしております。
13	犯罪被害者等は、加害者からの逆恨みや仕返しを恐れているケースも多いと考えられるため、警察と連携して、加害者の住所や出所情報を教示する仕組みを構築するべきである。	犯罪被害者等の安全の確保に係る施策については、第15条（安全の確保）に規定しています。いただいた御意見は、条例に基づく具体的施策の検討に当たり参考とさせていただきます。